

山梨県公報

第二千六百五十九号

平成二十八年

十二月十五日

木曜日

目次

告示

- 山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長……………九二七
- 換地計画の決定(二件)……………九二七
- 道路の区域変更……………九二七
- 道路の供用開始……………九二八
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定……………九二八
- 生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出……………九二九
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出……………九三〇
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出……………九三〇
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出……………九三二
- 換地処分の実施……………九三二
- 公安委員会……………九三二
- 技能検定員等審査の実施……………九三二

告示

山梨県告示第三百八十号

山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長(平成二十八年五月十六日山梨県告示第七十六号)において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が平成二十八年四月十四日から平成二十九年一月五日までの間に到来するものについて、平成二十九年一月六日とする。

平成二十八年十二月十五日

山梨県知事 後藤 齋

山梨県告示第三百八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(笛吹川左岸地区八代南第三工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。

平成二十八年十二月十五日 山梨県知事 後藤 齋

- 縦覧書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成二十八年十二月十六日から平成二十九年一月二十日まで
- 縦覧場所 笛吹市役所
- 審査請求期間 平成二十九年一月二十三日から同年二月六日まで

山梨県告示第三百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(大野寺地区尾山工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。

平成二十八年十二月十五日 山梨県知事 後藤 齋

- 縦覧書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成二十八年十二月十六日から平成二十九年一月二十日まで
- 縦覧場所 笛吹市役所
- 審査請求期間 平成二十九年一月二十三日から同年二月六日まで

山梨県告示第三百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年一月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十五日

山梨県知事 後藤 齋

- 道路の種類 県道
- 路線名 大月上野原線
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
大月市富浜町鳥沢字原田五四二七番二地先から 大月市富浜町鳥沢字原田五四二七番一地先まで	四〇・六〃 四五・九	三九・二〃 四三・五		一四・四

山梨県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年一月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	大月上野原線	大月市富浜町鳥沢字原田五四二七番四地先から 大月市富浜町鳥沢字原田五四二七番四地先まで	一九二・〇	平成二十八年十二月十五日

公 告

● 生活保護法に基づく指定医療機関の指定
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成二十八年十二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人仁慈会小田齒科医院	上野原市コモアしおつ三丁目二十番十二号	平成二十八年二月一日

今村臨床歯科研究所	甲府市丸の内一丁目十三番七号	平成二十八年三月一日
まつざきクリニック	南アルプス市下宮地六百二十四番地	同
白根なかざわクリニック	南アルプス市在家塚五十二番地六	平成二十八年三月二十二日
アーク調剤薬局白根店	南アルプス市上今諏訪千三百十五番地二十三	平成二十八年四月一日
株式会社日医調剤市川訪問看護ステーション	西八代郡市川三郷町高田五百十八番地一	同
ハートフル薬局南アルプス店	南アルプス市浅原二百七番地二	同
すぎたに眼科	大月市御太刀一丁目十五番十五号 オサダ電気ビル	平成二十八年四月七日
あんどろ皮フ科クリニック	南アルプス市上今諏訪千三百十五番地二十二	平成二十八年四月十一日
みのり薬局上暮地店	富士吉田市上吉田上暮地五丁目五千八十一番地二	平成二十八年五月一日
ケアーズめぐみ訪問看護ステーション	都留市田野倉十五百九十番地百一	同
ハートフル薬局長塚店	甲斐市長塚十三番地六	同
清水耳鼻咽喉科医院	甲府市德行一丁目一番二十号	平成二十八年五月九日

かわしま歯科医院	南都留郡忍野村忍草千六百六十二番地一	同
医療法人社団慶心会ふじさん腎臓内科クリニク	富士吉田市新西原二丁目三十二番八号	平成二十八年六月一日
フアーマライズ薬局富士吉田店	富士吉田市上吉田二丁目十番二号	同
徳永薬局甲府住吉店	甲府市住吉一丁目十三番九号	同
さと薬局	甲府市富竹一丁目十一番十号	同
東京薬局	大月市富浜町鳥沢二千七百三十二番地	同
アーク調剤薬局竜王西店	甲斐市玉川二三百一番地十三	平成二十八年七月一日
湯村歯科医院	甲府市大和町一丁目四十八番一号	同
アーク調剤薬局上野原店	上野原市上野原三千五百五十三番地	同
フアーマみらい若尾薬局	韮崎市大草町若尾千三百二十四番地一	同
訪問看護ステーションデューン甲府	甲府市丸の内二丁目二十八番九号 寺田ビル二階	平成二十八年八月一日
訪問看護ステーションかいじ	笛吹市石和町窪中島百二十九番地	平成二十八年八月十八日

土田クリニク腎・泌尿器科	中巨摩郡昭和町河東中島千五百九十番地三	平成二十八年九月一日
アーク調剤薬局昭和店	中巨摩郡昭和町河東中島千五百九十番地四	同

● 生活保護法に基づく指定施術機関の指定
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術機関を指定した。

平成二十八年十二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

名称	所在地	指定年月日
遠藤整骨院	山梨市上神内川千五百五十番地一	平成二十八年三月一日
帝京山梨接骨院	甲府市中小河原町六百二十六番地四	平成二十八年三月八日
やまもと整骨院	韮崎市龍岡町下條東割七百三十一番地	平成二十八年四月一日
一心堂接骨院	甲斐市篠原千九百五十六番地一	同
ふれディア甲府ステーション	笛吹市石和町市部千八十四番地ハ ヤカワビル二〇三	平成二十八年四月五日
長谷部整骨院	南アルプス市徳永千七百七十八番地	平成二十八年五月二日
株式会社フレアス	南巨摩郡身延町西嶋三百九十一番地一	平成二十八年六月一日

同	中巨摩郡昭和町西条千五百十四番	同
峡西整骨院	南アルプス市荊沢二百七十四番地一	平成二十八年六月二十二日
東洋接骨院	甲府市大和町一丁目四十八番一号	平成二十八年七月一日
接骨よつば堂	南アルプス市藤田二十五番地七	平成二十八年八月三十日

● 生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により指定した医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。
平成二十八年十二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

変更前	恵信りほく病院	甲斐市岩森千百十一番地	名称
	恵信梨北リハビリテーション病院		
変更後			

● 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の医療機関から、事業を廃止した旨の届出があった。
平成二十八年十二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

名称	所在地
----	-----

今村臨床歯科研究所	甲府市丸の内一丁目十三番七号
小田歯科医院	上野原市コモアしおつ三丁目二十番十二号
坂本整形外科医院	都留市田原二丁目八番七号
耳鼻咽喉科・アレルギー科まつざきクリニック	南アルプス市下宮地六百二十四番地
セキテイ調剤薬局医大玉穂店	中央市若宮三十番地七
浜口歯科医院	甲府市丸の内三丁目十五番十九号
小佐野医院	南都留郡富士河口湖町船津千四百四十四番地三
株式会社中沢薬局敷島店	甲斐市長塚十三番地六
有限会社日眼甲府薬局湯村支店	甲府市湯村一丁目十番二十八号
河口湖透析クリニック	南都留郡富士河口湖町船津五千百十九番地二
フーマライズ薬局富士吉田店	富士吉田市上吉田二丁目十番二号
そうごう薬局上野原店	上野原市上野原三千五百五十三番地
日本調剤横沢北薬局	甲府市朝日三丁目十一番十七号
有限会社島岡商会若尾薬局	韮崎市大草町若尾千三百二十四番地一
湯村歯科医院	甲府市湯村三丁目一番一号ニューコーポ湯村一階
アーク調剤薬局竜王西店	甲斐市西八幡三千八百二十五番地九
有限会社檜村薬局	南アルプス市小笠原千五百九十九番地

マルナカ薬局

富士吉田市下吉田四丁目一番八号

● 生活保護法に基づく指定施術機関の廃止の届出
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十五条第一項の規定により指定した次の施術機関から、事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年十二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

名 称	所 在 地
帝京山梨接骨院	山梨市上神内川千百五十番地一
株式会社フレアス増穂出張所	南巨摩郡富士川町青柳町五百三十九番地一
一心堂接骨院	甲斐市篠原千九百五十六番地一
株式会社フレアス	甲府市下石田二丁目十番五号
東洋接骨院	笛吹市石和町松本二百二十二番地四十五
小笠原整骨院	甲州市塩山西広門田四百五十九番地一
いさわ整骨院	笛吹市石和町広瀬二百三十一番地

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（玉宮地区玉宮第三工区）の換地処分を平成二十八年十二月八日実施した。

平成二十八年十二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十八年十二月十五日

山梨県公安委員会

委員長 赤 岡 利 行

一 審査の種類

1 技能検定員審査 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。以下同じ。）及び大型自動車第二種免許等（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。）に係る各技能検定員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時 平成二十九年一月十七日（火）、一月十九日（木）及び一月二十日（金）の午前九時から午後五時まで

2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間 平成二十九年一月四日（水）から平成二十九年一月十一日（水）まで

2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査
（一）大型自動車免許及び中型自動車免許 二万三千四百五十円

- (一) 普通自動車免許 一万九千六百五十円
- (二) 特定第一種運転免許 一万四千五百円
- (三) 大型自動車第二種免許等 二万七千七百円

2 教習指導員審査

- (一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 一万四千九百五十円
 - (二) 普通自動車免許 一万千八百円
 - (三) 特定第一種運転免許 九千四百円
 - (四) 大型自動車第二種免許等 一万二千七百五十円
- なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。
- 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。